

設 計 書

地方創生港整備推進交付金事業

	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和7年 月 日						工 事 概 要	高之口港 防波堤(北) 施工延長L=67.8m 電気防食 1式 ペトログラムライニング 1式 現場鋼材溶接工 1式				
工 事 番 号	年 第 号											
河 川 名 路 線 名	高之口港											
施 行 位 置	阿久根市 西目 地内											
工 事 名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北)改良工事											
工 期	200日間	施 行 方 法	直 営 . 請 負									
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目	節				
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	高之口港の防波堤(北)は、1985年に築造され、整備後40年経過している。 当該施設は、鋼矢板の一部に腐食や部分的な発錆が発生しており、変状が拡大すると港湾利用者(小型船舶)に支障をきたすおそれがある。 防波堤の老朽化対策を行うことで、安全で安定的な港湾利用の確保を図る。											

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

工 事 設 計 書	
設計書総括情報	
事 務 所 名	阿久根市
設 計 書 名	実施設計書
事 業 名	
積算総括情報	
諸 経 費 体 系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単 価 適 用 日	0 令和 7年 6月 1日
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】 【 前 世 代 】
前払率 (%)	40 %
工種	19 港湾構造物
施工地域	13 その他影響無し
現場環境改善費	04 計上有り (構造物工事)
消費税税率	04 消費税税率：10%
契約保証	01 金銭的保証を要す

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					X1000
防波堤 レベル1		式			Y51000000
維持補修工 レベル2		式			Y511P0000
防食工 レベル3		式			Y511P0100
電気防食		式			Y511P0101
取付金具（陽極1個当り） 取付金具製作・取付	23	組			S8483 0 施工内訳0-0001号表
陽極取付	23	個			SP314 0 施工内訳0-0002号表
電位測定装置取付工	2	個			S8485 0 施工内訳0-0007号表
ペトロラムライニング		式			Y511P010B

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
足場設置撤去 供用日数47日 船舶使用	28		m						V0002	0
										施工内訳0-0008号表
かき落とし 船舶使用	140		m2						V0003	0
										施工内訳0-0012号表
被覆防食 (ペトラタム被覆) 船舶使用	140		m2						V0004	0
										施工内訳0-0013号表
端部処理 (ペトラタム被覆) 船舶使用	93		m						V0005	0
										施工内訳0-0014号表
雑工 レベル2									Y511Z0000	
現場鋼材溶接工 レベル3									Y511Z0100	
被覆溶接 (水中)									Y511Z0106	
鋼板曲げ加工 (両曲げ) 材料費含まず	2.2		m						F0002	0
鋼板 SM400A t=9mm以下	0.08		t						F0003	0

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水中被覆アーク溶接6mm以上10mm未満 船舶使用	8.7	m			V0006 0 施工内訳0-0015号表
直接工事費					
運搬費					Z0004
作業船等えい航費		式			YZ4090000
えい航費 クレーン付台船 35～40t吊 引船:基地→(えい航)→現場→(独航)→基地 距離(8.7)哩	1	回			SP551 0 施工内訳0-0016号表
えい航費 クレーン付台船 35～40t吊 引船:基地→(独航)→現場→(えい航)→基地 距離(8.7)哩	1	回			SP551 0 施工内訳0-0017号表
現場環境改善費		式			Z0010
共通仮設費 (率分)		式			
共通仮設費計					

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
純工事費						
現場管理費						
現場管理費計			式			
工事原価						
一般管理費						
契約保証費			式			
一般管理費等計			式			
工事価格						
消費税相当額						
			式			

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
請負工事費					
工事価格計					
消費税相当額計					
請負工事費計		式			

施工内訳表

施工内訳0-0001号表

取付金具（陽極1個当り）

S8483

1 組 当り

取付金具製作・取付

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
取付金具製作（材工共） 1日当り 陽極 標準製作数 30個/日	1.00	組			T9281
取付金具取付（手間のみ） 1日当り 陽極 標準取付数 30組/日	1.00	組			T9282
*** 単位当り計 ***	1	組			
A=3 取付金具製作・取付			B=1	3-7-16, 3-14-6	

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アルミニウム合金陽極	14.00	個			2
潜水士船運転費（2人潜水方式（交互）） D270PS 3～5t吊	1.00	日			SP844 2 施工内訳0-0003号表
クレーン付台船運転費 鋼D 35～40t吊 運転時間 2h	0.40	日			SP832 2 施工内訳0-0004号表
引船 運転費 鋼D 300PS型 就業時間 8H・運転時間 2H	0.40	日			SP842 2 施工内訳0-0005号表
溶接機（ディーゼルエンジン付）運転 D300A	1.00	日			SP898 2 施工内訳0-0006号表
土木一般世話役	1.00	人			R2500 12
普通作業員	1.00	人			R0200 12
消耗品費	2.00	%			#01 2
雑材料	0.50	%			#02
* 1 個 当り *		個			+00
*** 単位当り計 ***	1	個			
A= アルミニウム合金陽極の単価 C=1 ランク 1			B=2 既設構造物を基地として作業できない D=1 3-7-16, 3-14-6		

施工内訳表

潜水士船運転費（2人潜水方式（交互））
D270PS 3～5t吊

SP844

施工内訳0-0003号表

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 (免税用)	129	L			T0003
潜水世話役	0.24	人			R2805
潜水士	2.52	人			R2800
潜水連絡員	1.20	人			R2900
潜水送気員	1.20	人			R3000
潜水士船 D 270PS型 3～5t吊 7.3GT	1.00	日			M8325
潜水士船 D 270PS型 3～5t吊 7.3GT	1.65	日			M8325
*** 単位当り計 ***	1	日			運転 供用
A=2 潜水士船（2人潜水方式（交互）） C=1 単-29			B=1	ランク1	

施工内訳表

施工内訳0-0004号表

クレーン付台船運転費
鋼D 35~40 t吊

SP832
運転時間 2 h

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 (免税用)	31	L			T0003
船団長	1.20	人			R3900
普通船員	6.00	人			R2700
クレーン付台船 35~40 t吊 300 t積	1.00	日			M8593 運転
クレーン付台船 35~40 t吊 300 t積	1.65	日			M8593 供用
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=3 鋼D 35~40 t吊 C=1 ランク 1			B=3 運転時間 2 h D=1 単-21		

施工内訳表

施工内訳0-0005号表

引船 運転費
鋼D 300PS型

SP842

就業時間 8H・運転時間 2H

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
重油A	69	L			T0004
高級船員	1.20	人			R2600
普通船員	1.20	人			R2700
引船 [鋼製] D 300PS型 (25GT)	2.00	h			M8255 運転
引船 [鋼製] D 300PS型 (25GT)	1.65	日			M8255 供用
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=3 鋼D 300PS型 C=1 ランク1			B=7 就業時間 D=1 単-24	8H・運転時間 2H	

施工内訳表

施工内訳0-0006号表

SP898

溶接機（ディーゼルエンジン付）運転
D300A

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油	18	L			T0002
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動] 排ガス1次 直流アーク式 300A	1.00	日			M7110 運転
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動] 排ガス1次 直流アーク式 300A	1.65	日			M7110 供用
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 海上作業 C=1 単-44			B=1	ランク1	

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
端子板	1.00	個			
電位測定装置取付 (手間のみ) 1日当り 陽極 標準取付数 2個/日	1.00	個			T9285
*** 単位当り計 ***	1	個			
A= 端子板の単価 (円/個)			B=1	3-7-16	

足場設置撤去
供用日数47日

船舶使用

V0002

施工内訳表

施工内訳0-0008号表

100 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリートアンカー φ16mm L=60mm	111	本			W0001
鋼製軽量足場板 B=0.24m、L=4m 供用日数47日	56	枚			F0004
丸パイプ φ48.6mm、肉厚2.4mm 供用日数47日	944	m			F0005
クランプ(直交) 供用日数47日	611	個			F0006
クレーン付トラック運転費 4t積 2.9t吊	2	日			SP861 施工内訳0-0009号表
揚錨船 運転費 鋼D 5t吊 202KW	4	日			SP840 施工内訳0-0010号表
潜水士船運転費 D180PS 3~5t吊	4	日			SP847 施工内訳0-0011号表
*** 合計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

施工内訳表

施工内訳0-0009号表

SP861

クレーン付トラック運転費
4 t積 2.9 t吊

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油	31	L			T0002
運転手(特殊)	1.00	人			R1400
トラック [クレーン装置付] 4~4.5 t級 2.9 t吊	5.80	h			M1203 運転
トラック [クレーン装置付] 4~4.5 t級 2.9 t吊	1.23	日			M1203 供用
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=3 4 t積 2.9 t吊			B=1	単-35	

施工内訳表

施工内訳0-0010号表

SP840

揚錨船 運転費
鋼D 5 t吊 202KW

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
重油A	125	L			T0004
高級船員	1.20	人			R2600
普通船員	2.40	人			R2700
揚錨船 D 5 t吊	1.00	日			M8122 運転
揚錨船 D 5 t吊	1.65	日			M8122 供用
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 鋼D 5 t吊 202KW C=1 ランク1			B=1 グラブ浚渫船 (スパッド式) D=1 単-23		以外

施工内訳表

施工内訳0-0011号表

SP847

潜水士船運転費

D180PS 3～5t吊

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 (免税用)	86	L			T0003
潜水世話役	0.24	人			R2805
潜水士	1.20	人			R2800
潜水連絡員	1.20	人			R2900
潜水送気員	1.20	人			R3000
潜水士船 D 180PS型 3～5t吊 4.9GT	1.00	日			M8323
潜水士船 D 180PS型 3～5t吊 4.9GT	1.65	日			M8323 運転
*** 単位当り計 ***	1	日			M8323 供用
A=1 潜水士船 C=1 単-55-2			B=1	ランク1	

かき落とし
船舶使用

V0003

施工内訳表

施工内訳0-0012号表

100 m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
クレーン付トラック運転費 4 t積 2.9 t吊	4	日			SP861 施工内訳0-0009号表
揚錨船 運転費 鋼D 5 t吊 202 KW	5	日			SP840 施工内訳0-0010号表
潜水士船運転費 D180PS 3~5 t吊	5	日			SP847 施工内訳0-0011号表
*** 合計 ***	100	m2			
*** 単位当り計 ***	1	m2			

被覆防食（ペトロラタム被覆）
船舶使用

V0004

施工内訳表

施工内訳0-0013号表

頁0-0020

100 m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ペトロラタム防食材料 YSP-Z25型	100	m2			F0001
クレーン付トラック運転費 4 t積 2.9 t吊	8	日			SP861 施工内訳0-0009号表
揚錨船 運転費 鋼D 5 t吊 202 KW	10	日			SP840 施工内訳0-0010号表
潜水士船運転費 D180PS 3~5 t吊	10	日			SP847 施工内訳0-0011号表
*** 合計 ***	100	m2			
*** 単位当り計 ***	1	m2			

端部処理（ペトロラタム被覆）
船舶使用

V0005

施工内訳表

施工内訳0-0014号表

100 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
端部処理 材料費 水中施工型海洋構造物長期防食材 パーミクロンガード	100	kg			F0007
クレーン付トラック運転費 4 t 積 2.9 t 吊	3	日			SP861 施工内訳0-0009号表
揚錨船 運転費 鋼D 5 t 吊 202 KW	4	日			SP840 施工内訳0-0010号表
潜水士船運転費 D180PS 3~5 t 吊	4	日			SP847 施工内訳0-0011号表
*** 合計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

水中被覆アーク溶接6mm以上10mm未満
船舶使用

V0006

施工内訳表

施工内訳0-0015号表

100 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
揚錨船 運転費 鋼D 5 t 吊 202 KW	14	日			SP840 施工内訳0-0010号表
潜水土船運転費 D180PS 3~5 t 吊	14	日			SP847 施工内訳0-0011号表
溶接機 (ディーゼルエンジン付) 運転 D300A	14	日			SP898 施工内訳0-0006号表
*** 合計 ***	100	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			

施工内訳表

施工内訳0-0016号表

えい航費

SP551

クレーン付台船 35~40 t吊

引船:基地→(えい航)→現場→(独航)→基地 距離(8.7)湮

1 回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
重油A	154	L			T0004 1 えい航用 引船 (雑品含む)
引船 高級船員	1.0	人			R2600
引船 普通船員	0.5	人			R2700
被曳船 船団長	0.5	人			R3900
被曳船 普通船員	2.5	人			R2700
引船 [鋼製] D 450PS型 (35GT)	3.0	時間			M8257 運転
引船 [鋼製] D 450PS型 (35GT)	0.5	日			M8257 供用
クレーン付台船 35~40 t吊 300 t積	0.5	日			M8593 供用
*** 単位当り計 ***	1	回			
A=12 クレーン付台船 S=1 25(湮/片道)未満の場合 U=2 引船帰港(基地港~現場~基地港):往路 Y=1 5-1-18			N=1 T=8.7 W=1	クレーン付台船 35~40 t吊 えい航片道距離 (湮) 単価適用地区	

施工内訳表

施工内訳0-0017号表

えい航費

SP551

クレーン付台船 35~40 t吊

引船:基地→(独航)→現場→(えい航)→基地 距離(8.7)湊

1

回 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
重油A	154	L			T0004 1 えい航用 引船 (雑品含む)
引船 高級船員	1.0	人			R2600
引船 普通船員	0.5	人			R2700
被曳船 船団長	0.5	人			R3900
被曳船 普通船員	2.5	人			R2700
引船 [鋼製] D 450PS型 (35GT)	3.0	時間			M8257 運転
引船 [鋼製] D 450PS型 (35GT)	0.5	日			M8257 供用
クレーン付台船 35~40 t吊 300 t積	0.5	日			M8593 供用
*** 単位当り計 ***	1	回			
A=12 クレーン付台船 S=1 25(湊/片道)未満の場合 U=4 引船帰港(基地港~現場~基地港):復路 Y=1 5-1-18			N=1 T=8.7 W=1	クレーン付台船 35~40 t吊 えい航片道距離 (湊) 単価適用地区	

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称	値 称
X1000	**本工事費**				
Y51000000	防波堤 レベル1	式			
Y511P0000	維持補修工 レベル2	式			
Y511P0100	防食工 レベル3	式			
Y511P0101	電気防食	式			
S8483	取付金具（陽極1個当り） 取付金具製作・取付	23 組		A=3, B=1 A=取付金具製作・取付, B=3-7-16, 3-14-6	
SP314	陽極取付	23 個		A=333000, B=2, C=1, D=1 A=アルミニウム合金陽極の単価, B=既設構造物を基地として作業 できない, C=ランク1, D=3-7-16, 3-14-6	
S8485	電位測定装置取付工	2 個		A=, B=1 A=端子板の単価（円／個）, B=3-7-16	
Y511P010B	ペトロラタムライニング	式			
V0002	足場設置撤去 供用日数47日	28 m			
V0003	かき落とし 船舶使用	140 m ²			
V0004	被覆防食（ペトロラタム被覆） 船舶使用	140 m ²			
V0005	端部処理（ペトロラタム被覆） 船舶使用	93 m			
Y511Z0000	雑工 レベル2	式			
Y511Z0100	現場鋼材溶接工 レベル3	式			
Y511Z0106	被覆溶接（水中）	式			
F0002	鋼板曲げ加工（両曲げ） 材料費含まず	2.2 m			

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称	値 称
F0003	鋼板 SM400A t=9mm以下	0.08 t			
V0006	水中被覆アーク溶接6mm以上10mm未満 船舶使用	8.7 m			
G0000	**直接工事費**				
Z0004	運搬費				
YZ4090000	作業船等えい航費				
SP551	えい航費 クレーン付台船 35～40t吊	1 回			A=12, N=1, S=1, T=8.7, U=2, W=1, Y=1 A=クレーン付台船, N=クレーン付台船 35～40t吊, S=25(湮/ 片道)未満の場合, T=えい航片道距離(湮), U=引船帰港(基地港～現 場～基地港): 往路, W=単価適用地区, Y=5-1-18
SP551	えい航費 クレーン付台船 35～40t吊	1 回			A=12, N=1, S=1, T=8.7, U=4, W=1, Y=1 A=クレーン付台船, N=クレーン付台船 35～40t吊, S=25(湮/ 片道)未満の場合, T=えい航片道距離(湮), U=引船帰港(基地港～現 場～基地港): 復路, W=単価適用地区, Y=5-1-18
Z0010	現場環境改善費				
Z0050	共通仮設費(率分)				
G1000	**共通仮設費計**				
G2000	**純工事費**				
Z0020	現場管理費				
G2900	**現場管理費計**				
G4000	**工事原価**				
Z0030	一般管理費				
Z0031	契約保証費				

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単 価 (0. 4. 8)	単 価 (1. 5. 9)	単 価 (2. 6)	単 価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F0001	ペトロラタム防食材料 YSP-Z25型	m2	84,500				
F0002	鋼板曲げ加工（両曲げ） 材料費含まず	m	18,400				
F0003	鋼板 SM400A t=9mm以下	t	194,000				
F0004	鋼製軽量足場板 B=0.24m、L=4m 供用日数47日	枚	382				
F0005	丸パイプ φ48.6mm、肉厚2.4mm 供用日数47日	m	24				
F0006	クランプ（直交） 供用日数47日	個	32				
F0007	端部処理 材料費 水中施工型海洋構造物長期防食材 パーミクロンガード	kg	3,320				

機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1203	191		116.8700	時間	トラック [クレーン装置付]	運搬・荷役機械等
2	M1203	191		24.7845	時間	トラック [クレーン装置付]	運搬・荷役機械等
3	M7110	196		2.8609	日	電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動]	電気機器・その他
4	M7110	196		4.7204	日	電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動]	電気機器・その他
5	M8122	197		27.0580	日	揚錨船	作業船・作業船用附属品
6	M8122	197		44.6457	日	揚錨船	作業船・作業船用附属品
7	M8255	197		1.3143	時間	引船 [鋼製]	作業船・作業船用附属品
8	M8255	197		1.0843	時間	引船 [鋼製]	作業船・作業船用附属品
9	M8257	197		6.0000	時間	引船 [鋼製]	作業船・作業船用附属品
10	M8257	197		1.0000	時間	引船 [鋼製]	作業船・作業船用附属品
11	M8323	197		27.0580	日	潜水士船	作業船・作業船用附属品
12	M8323	197		44.6457	日	潜水士船	作業船・作業船用附属品
13	M8325	197		1.6429	日	潜水士船	作業船・作業船用附属品
14	M8325	197		2.7107	日	潜水士船	作業船・作業船用附属品
15	M8593	197		0.6571	日	クレーン付台船	作業船・作業船用附属品
16	M8593	197		2.0843	日	クレーン付台船	作業船・作業船用附属品
17	R0200	202		1.6429	人	普通作業員	労務単価
18	R1400	202		20.1500	人	運転手 (特殊)	労務単価
19	R2500	202		1.6429	人	土木一般世話役	労務単価
20	R2600	202		35.2582	人	高級船員	労務単価
21	R2700	202		75.6706	人	普通船員	労務単価
22	R2800	202		36.6096	人	潜水士	労務単価
23	R2805	202		6.8882	人	潜水世話役	労務単価
24	R2900	202		34.4410	人	潜水連絡員	労務単価
25	R3000	202		34.4410	人	潜水送気員	労務単価
26	R3900	202		1.7886	人	船団長	労務単価
27	T0002	221		676.1454	L	軽油	3-1 燃料類
28	T0003	221		2,559.2880	L	軽油	3-1 燃料類
29	T0004	221		3,735.5929	L	重油A	3-1 燃料類
30	T9281	360		23.0000	m	取付金具製作 (材工共)	市場単価 (14) 車止・縁金物製作・取付工
31	T9282	360		23.0000	組	取付金具取付 (手間のみ)	市場単価 (14) 車止・縁金物製作・取付工
32	T9285	360		2.0000	個	電位測定装置取付 (手間のみ)	市場単価 (14) 車止・縁金物製作・取付工

数量計算表

工種	項目		計算式 (上段:当初, 下段:変更)	数量 上段:当初 下段:変更	設計数量 (上段:当初) (下段:変更)	単位	備考
	種別	細別					
施工延長	防波堤(北) (高之口港)		13.3 + 50.0 + 4.25	67.55	67.6	m	
		計				m	
【本工事】							
維持補修工	電気防食	陽極取付	23	23.0	23	個	
		取付金具(陽極1個当たり)	23	23.0	23	組	
		取付金具製作・取付 電位測定装置取付工	2	2.0	2	個	
	ペトロラムライニング	足場設置撤去 供用日数47日 船舶使用	15.0 + 13.3	28.3	28	m	
		かき落とし工 船舶使用	$3.0 \times (14.2 + 11.7) \times 1.8$	139.9	140	m ²	周辺係数 1.8
		被覆防食工 船舶使用	$3.0 \times (14.2 + 11.7) \times 1.8$	139.9	140	m ²	周辺係数 1.8
		端部処理 船舶使用	$2.0 \times (14.2 + 11.7) \times 1.8$	93.2	93	m	周辺係数 1.8
雑工	現場鋼材溶接工	鋼板 SM400A t=9mm	$(0.492 \times 1.000 + 0.492 \times 1.200) \times 0.009 \times 7.85$	0.076	0.08	t	7.85t/m ³
		鋼板曲げ加工(両曲げ)	1.00 + 1.20	2.2	2.2	m	
		水中被覆アーチ溶接 板厚9mm	$(0.492 + 1.000 + 0.492 + 1.200) \times 2 \times 1.36$	8.7	8.7	m	すみ肉6mm換算率 1.36
運搬費	作業船等えい航費	えい航費 クレーン付台船35~40t吊 引船:基地→えい航→現場(往路)距離8.7漕	1	1	1	回	
		えい航費 クレーン付台船35~40t吊 引船:現場→えい航→基地(復路)距離8.7漕	1	1	1	回	

積算単価根拠表

工事名： 令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤（北）改良工事
 港湾名： 高之口港
 工事場所： 阿久根市西目地内

公共事業設計単価
 建設物価
 積算資料
 建設機械等損料算定表

令和7年6月1日
 令和7年6月
 令和7年6月
 令和6年度版

コード 番号	単価コード 名称	材質 及び 規格・寸法	単位	決定単価 (円)	公共単価		建設物価		積算資料		建設機械		見積単価 (円)			見積平均価格 (円)	備考
					(円)	P	(円)	P	(円)	P	(円)	P	A社	B社	C社		
F0001	ペトログラム防食材料	YSP-Z25型	m ²										○	○	○		特別調査
F0002	鋼板曲げ加工（両曲げ）	材料費含まず	m										○	○	○		
F0003	鋼板	SM400A t=9mm以下	t										○	○	○		
W0001	コンクリートアンカー	φ16mm L=60mm	本				64		71								建設物価-全国② 積算資料-全国②
F0004	鋼製軽量足場板 供用日数47日	B=0.24m、L=4m	枚				820		300								建設物価-全国① 積算資料-全国①
F0005	丸パイプ 供用日数47日	φ48.6mm、肉厚=2.4mm	m				821		299								建設物価-全国① 積算資料-全国①
F0006	クランプ（直交） 供用日数47日		個				821		299								建設物価-全国① 積算資料-全国①
F0007	端部処理 材料費	水中施工型海洋構造物 長期防食材・ハニクロンガード	kg				203										
SP314 A条件	電気防食用アルミ合金陽極	耐用50年-2.5A型	個				353		479								建設物価-全国① 積算資料-全国①
S8485 A条件	電位測定端子	簡易型SUS304	個				353		479								建設物価-全国① 積算資料-全国①

令和7年度 港整備推進交付金事業
高之口港 防波堤(北)改良工事

北薩地域振興局 出水管内図



港 湾 表			
番号	港 湾 名	上	第一種漁港
①	地方港湾	1	野口漁港
1	米ノ津港	2	脇本漁港
19	黒之浜港	3	佐湊港
2	片側港	4	牛之浜漁港
20	宮之浦港	23	桂島漁港
21	指江港	24	蔵之元漁港
22	瀬戸港	25	汐見漁港
1	その他の港湾		伊唐北漁港
1	八郷港		観音漁港
2	小瀬港		大島漁港
3	大瀬港		三船漁港
5	高之口港	上	第二種漁港
23	御所浦港	1	名護漁港
24	湯之口港	16	幣串漁港
25	本浦港	17	葛輪漁港
26	白瀬港	18	薄井漁港
27	伊唐港	19	茅屋漁港
28	浦底港	上	第三種漁港
29	船崎港	1	阿久根漁港
30	加世堂港		
31	北方崎港		
32	浜瀬港		
33	小浜港		
34	城川内港		
35	唐隈港		
98	浦浦港		
	口之福浦港		

道 路 表		
番号	路 線 名	号
3	一般国道	3
328	一般国道	328
389	一般国道	389
447	一般国道	447
499	一般国道	499
504	一般国道	504
主要地方道		
46	阿久根東郷線	
47	葛輪瀬戸線	
48	出水菱刈線	
一般県道		
117	水俣出水線	
118	湯出大口径線	
345	下東郷阿久根線	
361	薩摩大川停車場線	
362	阿久根停車場線	
363	脇本赤瀬川線	
364	脇本庄線	
368	荒崎田代線	
369	西出水停車場線	
370	出水停車場線	
371	米ノ津港線	
372	沖田新蔵線	
373	庄上鱈淵線	
374	出水高尾野線	
378	荒崎黒之浜港線	
379	長島宮之浦港線	
380	平尾川床線	
397	鶴田定ノ段線	

河 川 表		
番号	幹 川 名	支 川 名
1	境 川	境 川
2	米ノ津川	米ノ津川
3	"	高 柳 川
4	"	江 良 川
5	"	平 良 川
6	"	鍋 野 川
7	"	軸 谷 川
8	"	高 川 川
9	"	坂 元 川
10	高尾野川	高尾野川
11	"	野 田 川
12	"	岩 下 川
13	"	御 手 洗 川
14	江 内 川	江 内 川
15	浦 底 川	浦 底 川
16	小 浜 川	小 浜 川
17	指 江 川	指 江 川
18	城 川 内 川	城 川 内 川
19	汐 見 川	汐 見 川
20	新 田 川	新 田 川
21	折 口 川	折 口 川
22	"	内 田 川
23	高 松 川	高 松 川
24	"	山 下 川
25	大 橋 川	大 橋 川
26	大 橋 川	大 橋 川
27	尻 無 川	尻 無 川

高之口港 防波堤(北)

(図面凡例)

○:位置

一 主 一 般 道 道	自 動 車 道 道	有 料 道 道	其 他 道 道	二 級 河 川	一 級 河 川	港 湾	海 岸 保 全 界	市 界	町 界	郡 界	市 界	町 界
道	道	道	道	河	川	湾	界	界	界	界	界	界

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：令和7年度 港整備推進交付金事業
高之口港 防波堤（北）改良工事
工事場所：高之口港 阿久根市西目地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 港湾工事共通仕様書（令和5年3月国土交通省）
- (5) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (6) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (7) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に

相当するものであること。

- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が500万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後10日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、

主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告
- 前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を

満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任(変更)申請書」(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(施工体制台帳の作成等について)

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(施工体系図の作成等について)

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第17条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

1 工事着手前に地元区長及び地域住民や漁業関係者に対して周知を図ること。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第18条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第19条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

第20条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。

2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第21条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

第22条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(過積載等の防止)

第23条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

(1) 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第24条 基地港

当初設計としては、船舶の基地港は川内港を想定して算出している。

第3章 その他

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

第25条 阿久根市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

（工事現場の現場環境改善の実施）

第26条 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

- 2 現場環境改善の内容については、[別表－1]の内容のうち原則として費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5項目以上を実施するものとする。
- 3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- 4 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
- 6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正について）

第27条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

（建設現場における「快適トイレ」設置の試行について）

第28条 「快適トイレ」設置について

本工事は、阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。
受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

快適トイレを設置する場合は、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。なお、試行要領は阿久根市ホームページから取得できる。

(週休2日)

第29条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(環境改善実施要領について)

第30条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

[別表－ 1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事行程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(別紙1)

工事打合簿

発議者	<input type="radio"/> 発注者 <input type="radio"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名		請負者名	
(内 容)			
添付図 葉、そのた添付図書 受領書1式			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		監督職員	令和 年 月 日
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		現場代理人	令和 年 月 日

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

契約担当者

殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

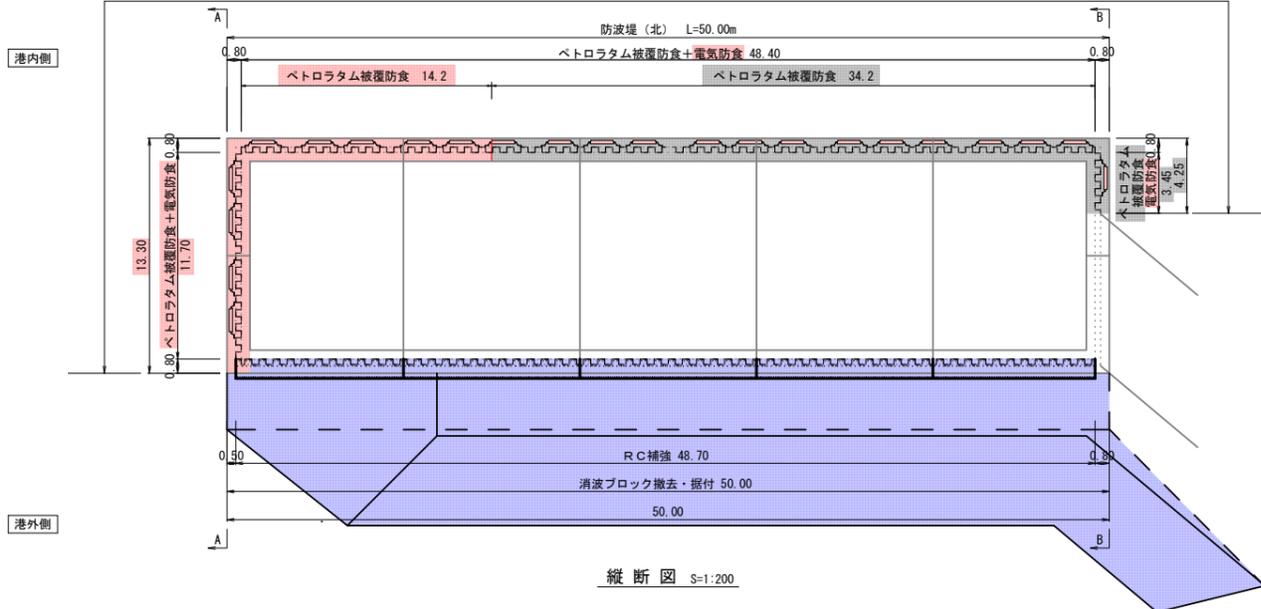
○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）

○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること

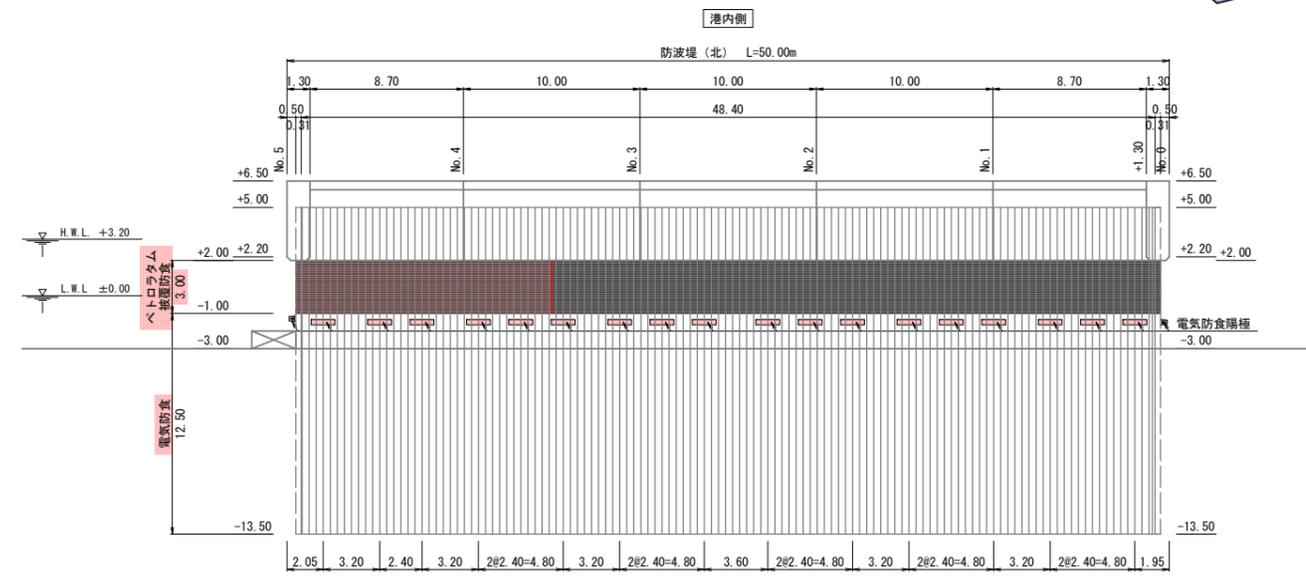
対策工一般図 (鉄筋コンクリート被覆工・ペトロラタム被覆工・電気防食工)

- 凡例
- 施工済み箇所
 - 本年度施工予定箇所
 - 次年度以降施工予定箇所

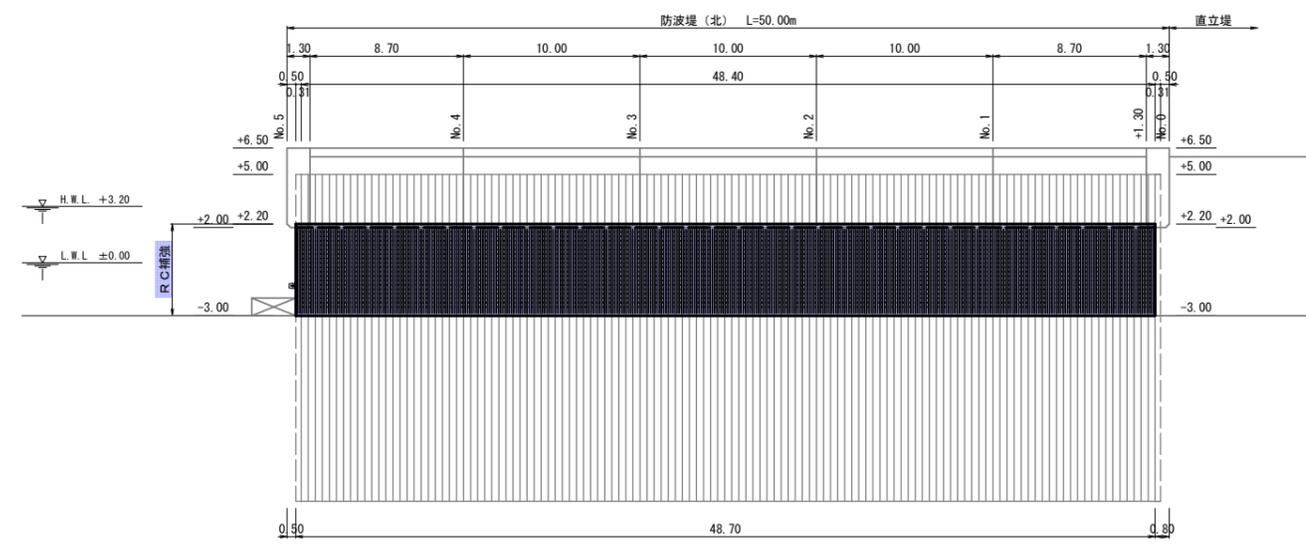
平面図 S=1:200
施工延長 L=67.55m



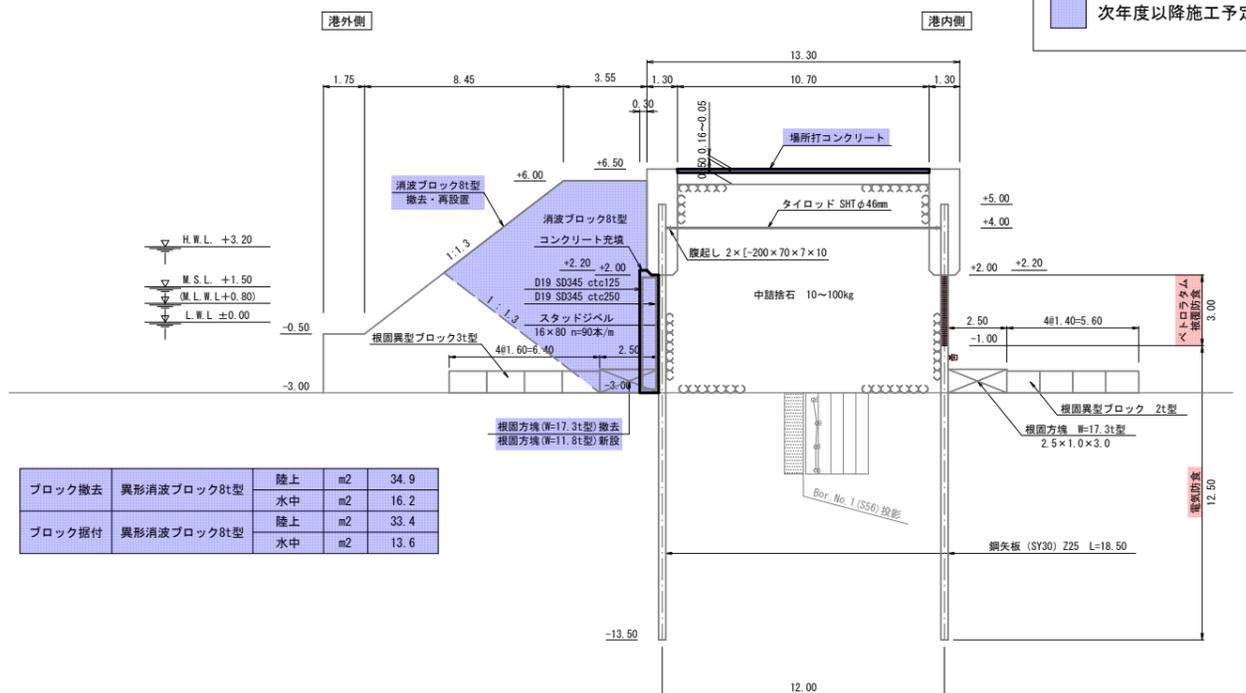
縦断面図 S=1:200



港外側

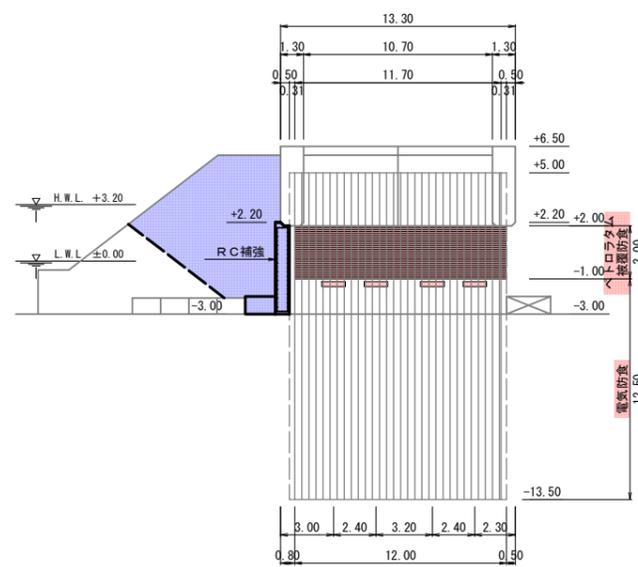


横断面図 S=1:150

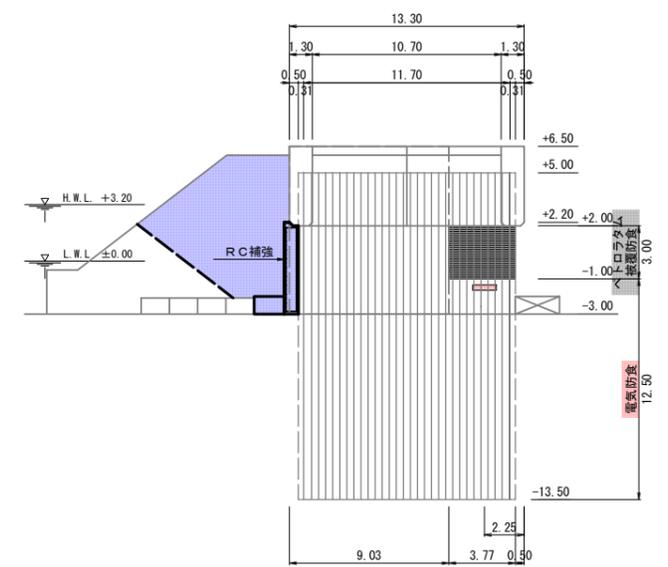


ブロック撤去	異形消波ブロック8t型	陸上	m ²	34.9
		水中	m ²	16.2
ブロック据付	異形消波ブロック8t型	陸上	m ²	33.4
		水中	m ²	13.6

A-A断面図 S=1:200
先端側



B-B断面図 S=1:200
起点側



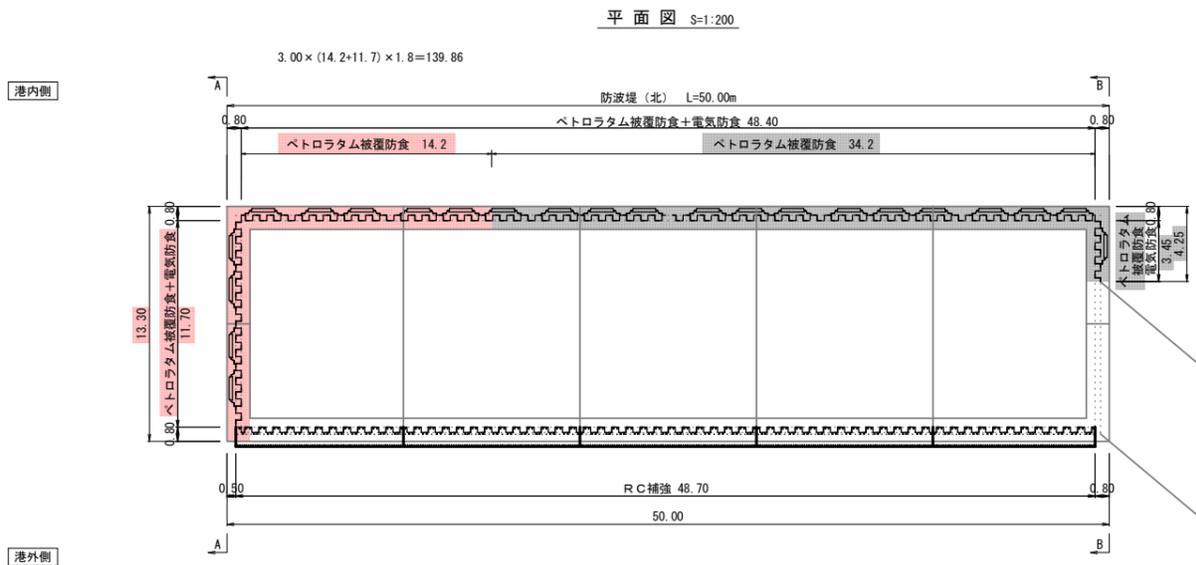
実施設計図

阿久根市	
工事名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北) 改良工事
河川名	高之口港
工事箇所	阿久根市 西目 地内
図面種類	対策工一般図
縮尺	図示
図面番号	全 5 葉 第 1 号

被覆防食図

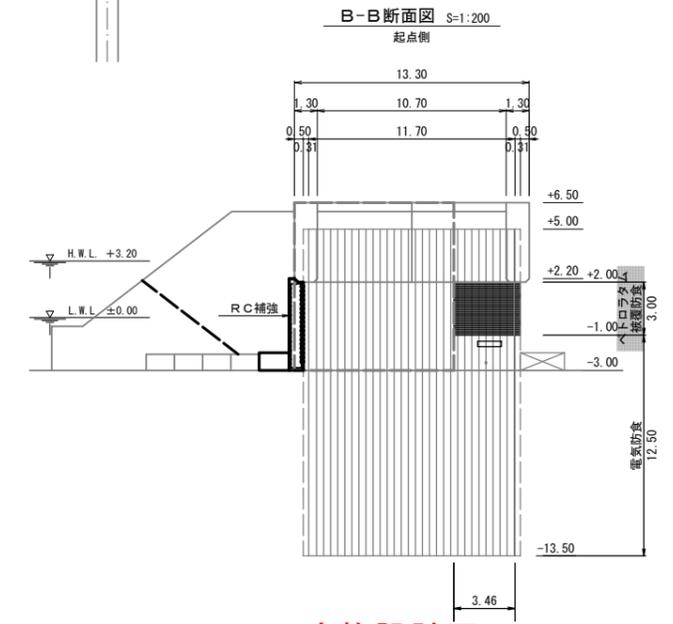
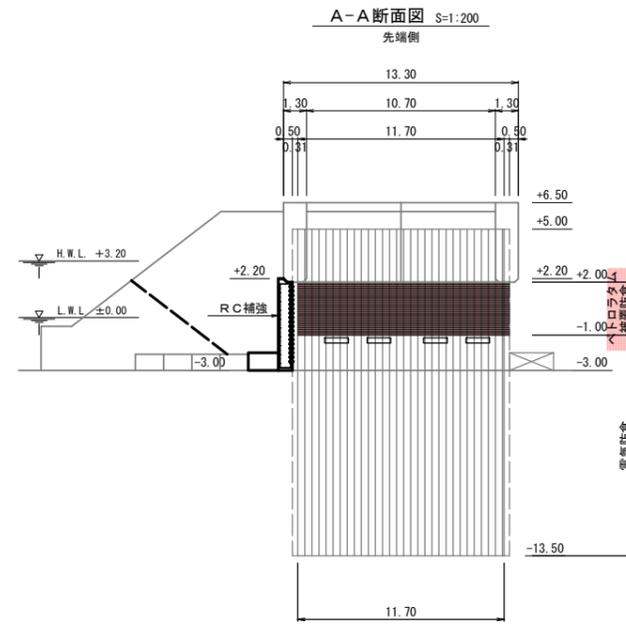
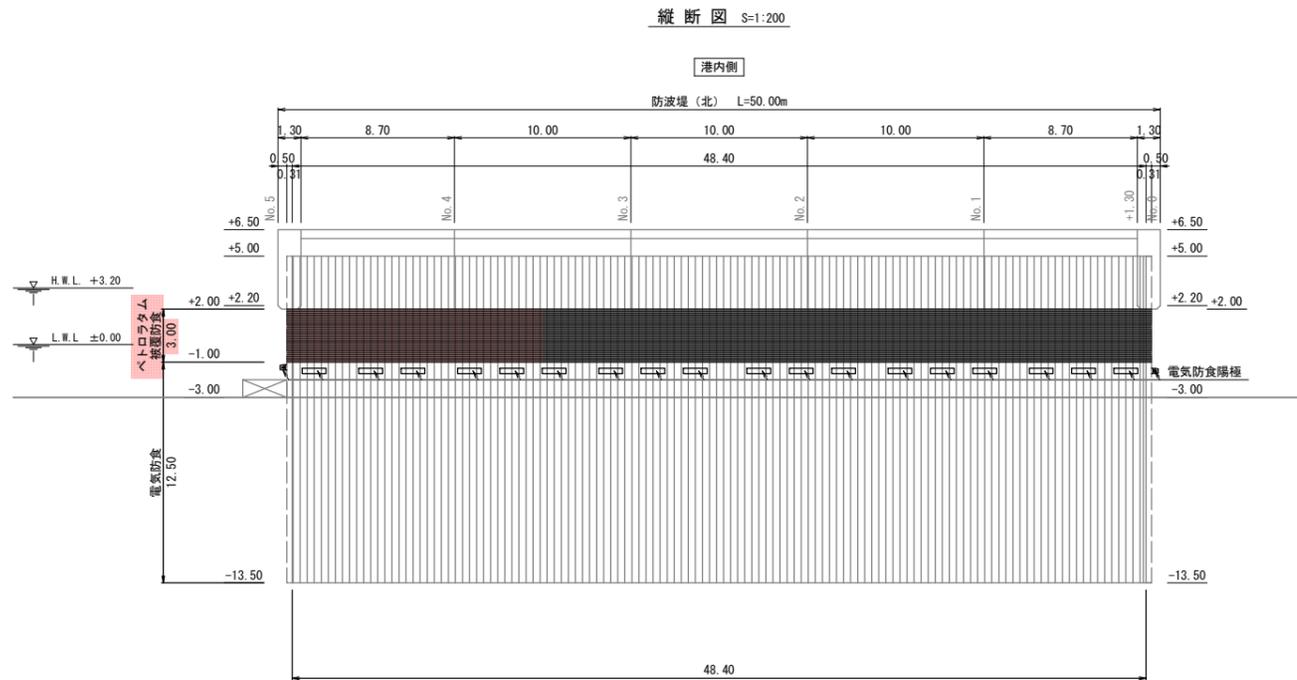
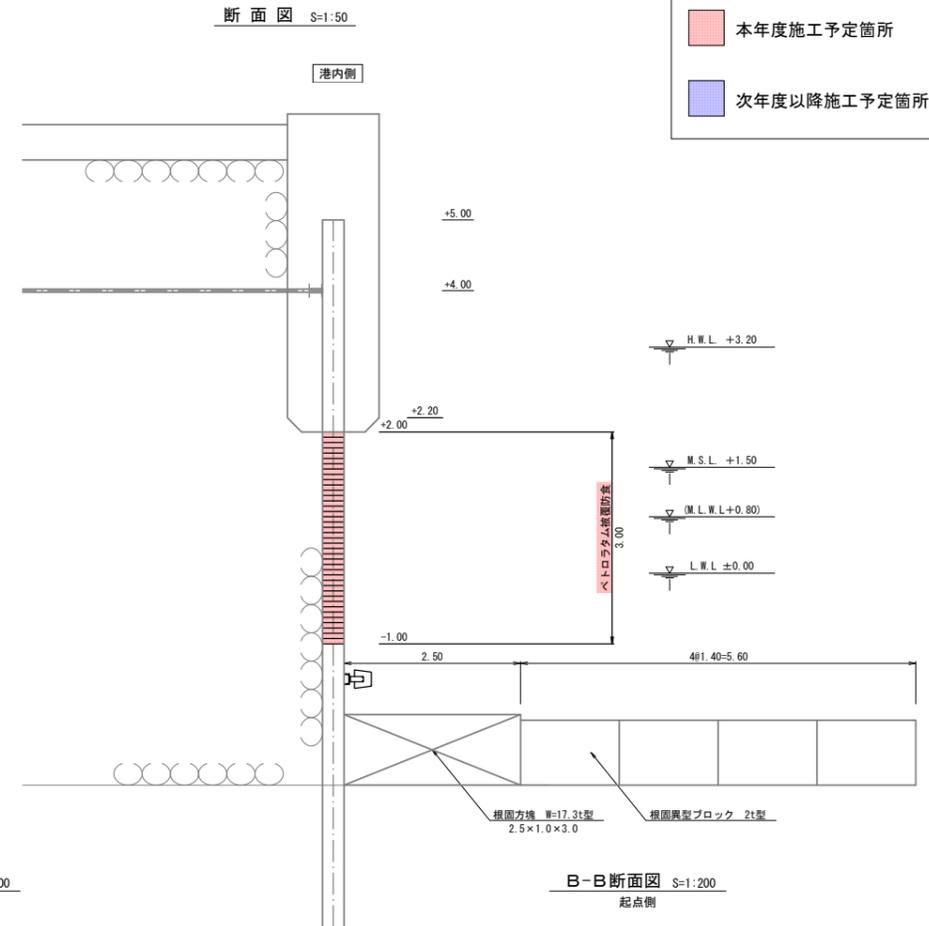
凡例

- 施工済み箇所
- 本年度施工予定箇所
- 次年度以降施工予定箇所



数量表

種別	数式	単位	数量
ベトロン被覆工	周辺係数 α=1.8		
足場設置撤去	15.00+13.30=28.30	m	28.3
下地処理(かき落とし)	3.00 × (14.2+11.7) × 1.8 = 139.86	m ²	139.8
被覆防食	3.00 × (14.2+11.7) × 1.8 = 139.86	m ²	139.8
端部処理	(14.2+11.7) × 1.8 × 2 = 93.24	m	93.2



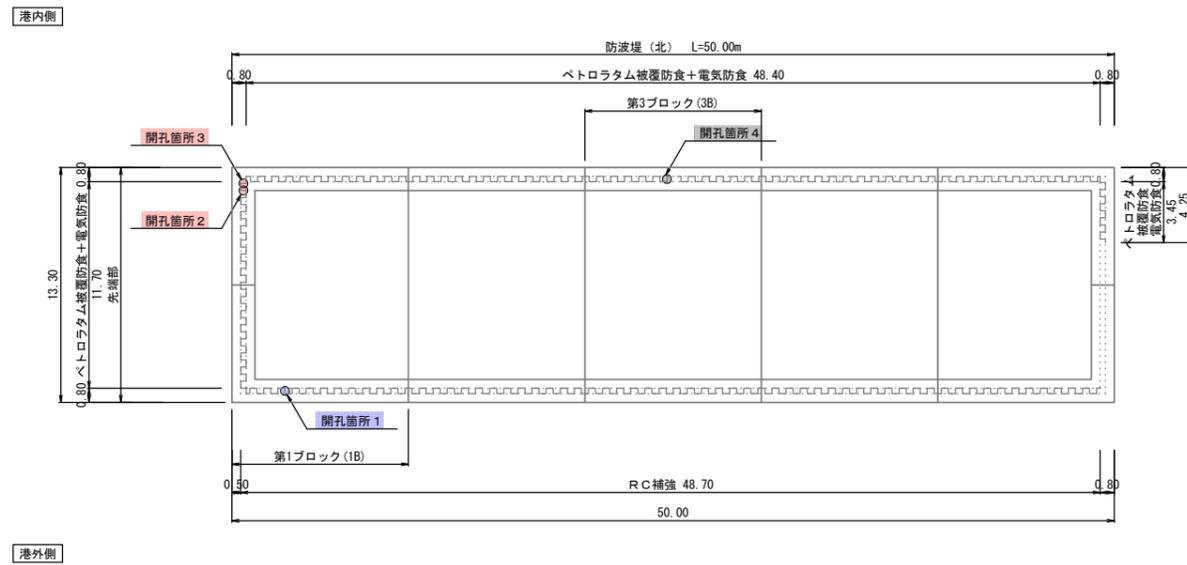
実施設計図

阿久根市	
工事名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北) 改良工事
河井港湾名	高之口港
工事箇所	阿久根市 西目 地内
図面種類	被覆防食図
縮尺	図示
図面番号	全 5 葉 第 2 号

鋼板補強詳細図

鋼板補強詳細図 S=1:20

位置平面図 S=1:200



現場溶接長

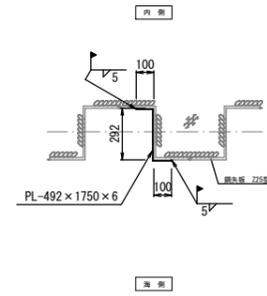
符号	箇所	方向	溶接	鋼板厚 (mm)	脚長 (mm)	箇所数	長さ (mm)	換算率	6mm換算長 (mm)	区分
(1)	鋼矢板と鋼板	横向き	すみ肉	6	5	4	4484	0.694	3112	水中
(2)	鋼矢板と鋼板	横向き	すみ肉	9	7	4	2984	1.36	4058	水中
(3)	鋼矢板と鋼板	横向き	すみ肉	9	7	4	3384	1.36	4602	水中
(4)	鋼矢板と鋼板	横向き	すみ肉	9	7	4	2684	1.36	3650	水中

1式当り

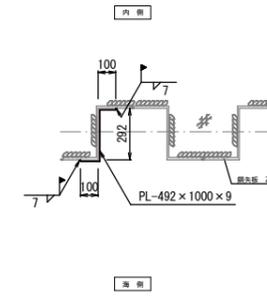
鋼板製作

符号	鋼板厚 (mm)	計算式	面積 (m ²)	体積 (m ³)	重量 (kg)	摘要	両曲げ加工長 (m)
(1)	6	(0.100+0.292+0.100) × 1.750	0.861	0.0052	41	7.85t/m ³	1.750
(2)	9	(0.100+0.292+0.100) × 1.000	0.492	0.0044	35		1.000
(3)	9	(0.100+0.292+0.100) × 1.200	0.590	0.0053	42		1.200
(4)	9	(0.100+0.292+0.100) × 0.850	0.418	0.0038	30		0.850

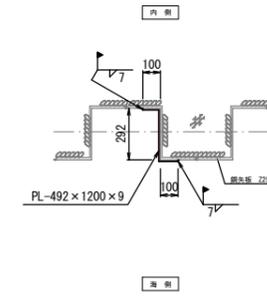
開孔箇所①
港外1BL



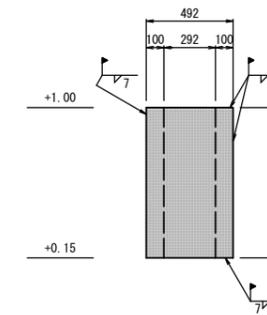
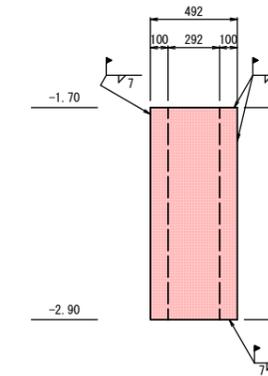
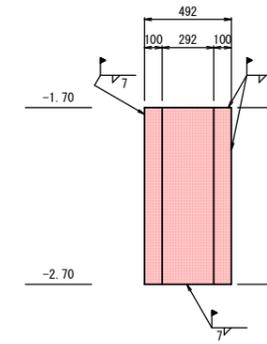
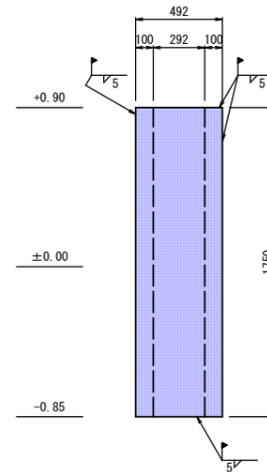
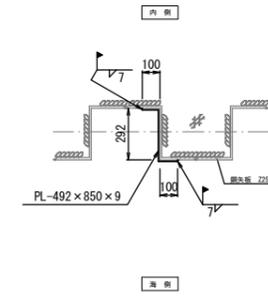
開孔箇所②
先端②



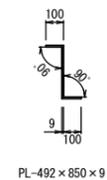
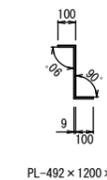
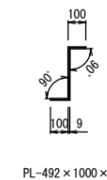
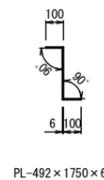
開孔箇所③
先端①



開孔箇所④
港内3BL



鋼板曲げ加工図



凡例

- 施工済み箇所
- 本年度施工予定箇所
- 次年度以降施工予定箇所

実施設計図

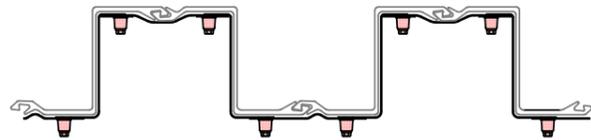
阿久根市	
工事名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北) 改良工事
河井 港湾 名	高之口港
工事箇所	阿久根市 西目 地内
図面種類	鋼板補強詳細図
縮尺	図示
図面番号	全 5 葉 第 3 号

ペトラタム被覆施工要領図

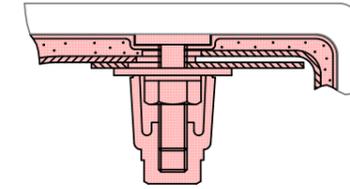
凡例

- 施工済み箇所
- 本年度施工予定箇所
- 次年度以降施工予定箇所

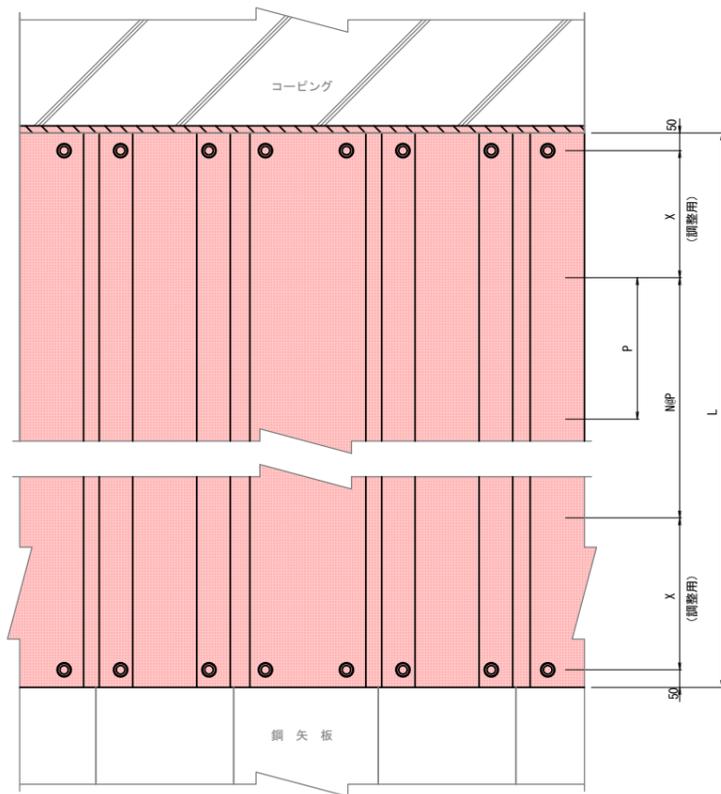
平面図 S=1:10



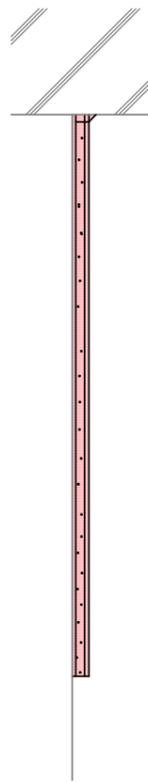
a部詳細図 S=1:1.5



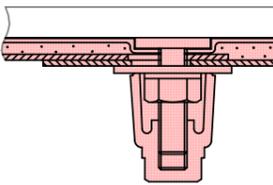
正面図 S=1:10



A-A断面図 S=NONE



b部詳細図 S=1:1.5



注) 1. 表示記号内訳
 L: 被覆長
 N: 標準部ボルトピッチ数
 P: 標準ボルトピッチ (P=400またはP=X)
 X: 調整用ボルトピッチ (X≤400)
 n: ボルト本数 (n=N+3)

2. Xの求め方

L	0~500	510~900	910~1300	1310~1700	1710~2100
N	0	0	1	2	3
X	L-100	(L-100-400N) / 2			

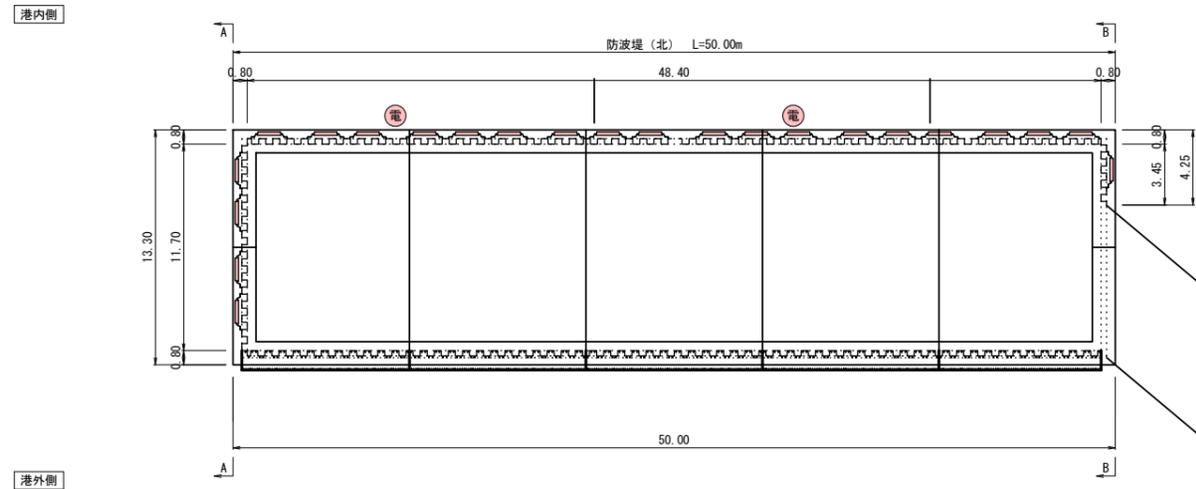
L	2110~2500	2510~2900	2910~3300	3310~3700	3710~4100
N	4	5	6	7	8
X	(L-100-400N) / 2				

実施設計図

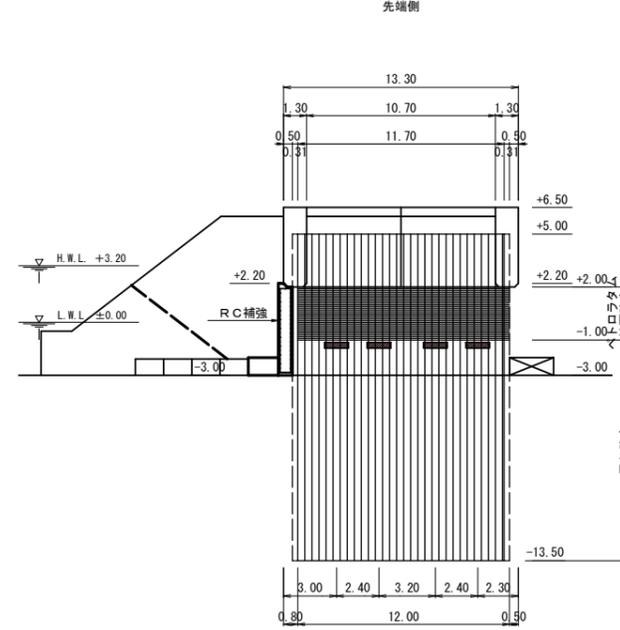
阿久根市	
工事名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北) 改良工事
河井 港湾 名	高之口港
工事箇所	阿久根市 西目 地内
図面種類	ペトラタム被覆施工要領図
縮尺	図示
図面番号	全 5 葉 第 4 号

電気防食工配置図

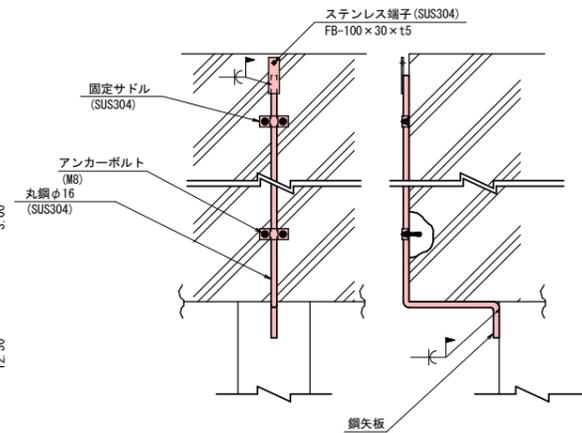
平面図 S=1:200



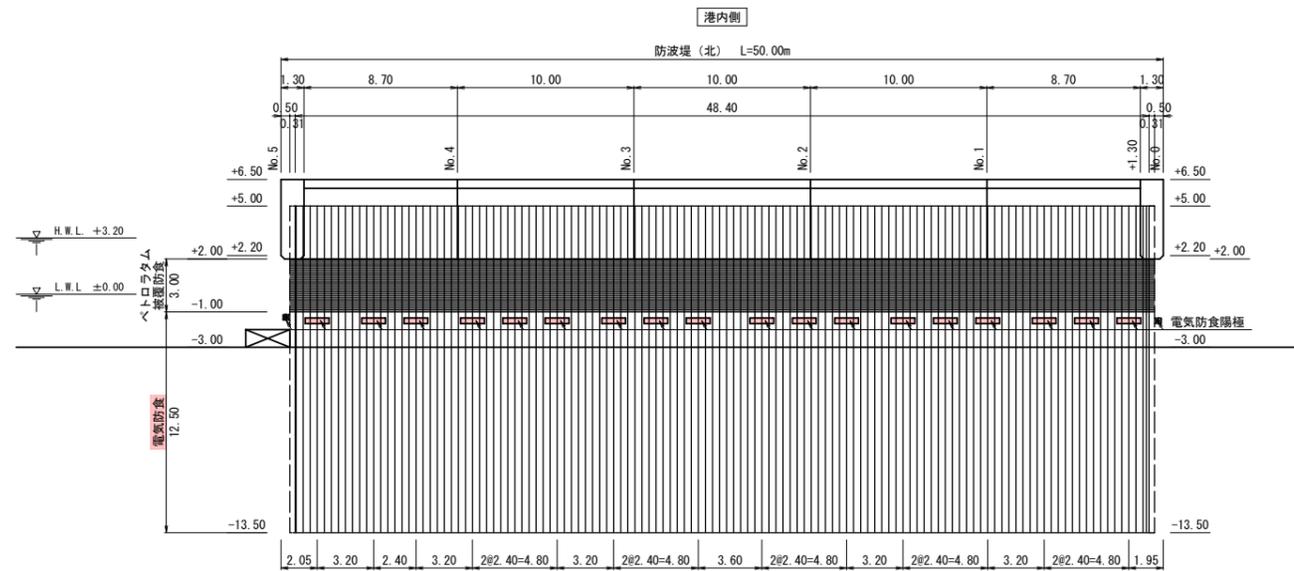
A-A断面図 S=1:200



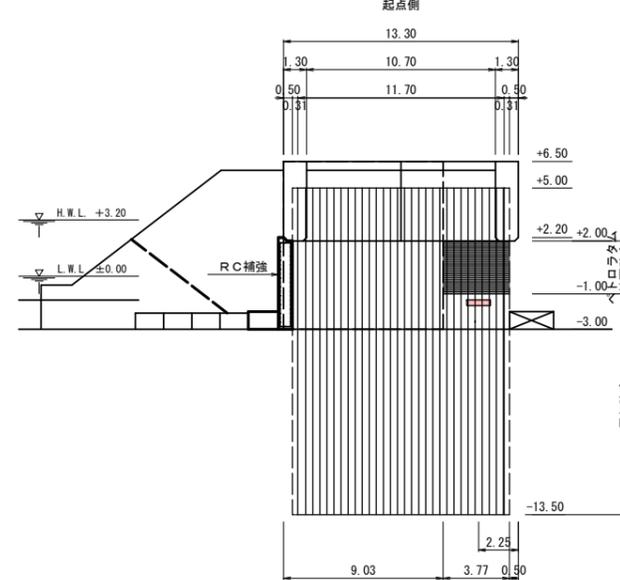
立上げ型 電位測定装置取付図 S=NONE



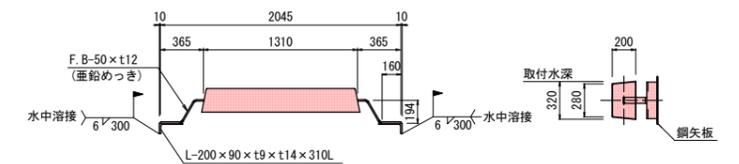
縦断面図 S=1:200



B-B断面図 S=1:200



アルミニウム合金陽極取付要領図 S=1/20
50年-2.5A型 横付用



※陽極の取り付け位置は、防食対象範囲において可能な限り均等に配置している。ただし、現地において、取り付けが困難な場合や土砂堆積による埋没が想定される場合は設置位置を適宜変更すること。
※陽極の取り付け金具の仕様は、検討の上、適宜変更可能である。

電気防食工			
陽極仕様	記号	取付水深	取付数量
50年-2.5A型		-1.35m	19個
		-1.15m	4個
合計			
電位測定装置		-	2箇所

注) 現場の状況により、陽極及び電位測定装置の取付位置及び取り付け方法を変更する場合があります。

凡例	
	施工済み箇所
	本年度施工予定箇所
	次年度以降施工予定箇所

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和7年度 港整備推進交付金事業 高之口港 防波堤(北) 改良工事
河井 港湾 名	高之口港
工事箇所	阿久根市 西目 地内
図面種類	電気防食工配置図
縮尺	図示
図面番号	全 5 葉 第 5 号